

議案第 87 号

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 5 年 12 月 5 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等  
の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行いたいため。

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

交野市国民健康保険条例（昭和55年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第12条の3中「保険料」を「保険料の賦課額」に、「及び第23条の4」を「、第23条の4及び第23条の5」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第28条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第12条の3第2号ハ中「二」を「ニ」に改め、「のうち、次に掲げる額の合算額を除く額」を削り、同号ハ（1）から（3）までを削り、同号ニ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「及び国民健康保険給付費等交付金」を「並びに国民健康保険給付費等交付金」に改め、「の額並びに算定政令第6条第6項第1号（規則で定める額を除く。）、第2号及び第3号に掲げる額」を削り、同条に次の1号を加える。

(3) 当該年度における第28条第1項の規定による基礎賦課額の減免の額の総額

第14条第1項中「同法附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「同法附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「同法附則第35条の2の6第15項」を「同法附則第35条の2の6第11項」に改める。

第16条の4第2項第1号中「第2号」を「次号」に改める。

第16条の5の2中「及び第23条の4」を「、第23条の4及び第23条の5」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第28条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第16条の5の2第2号ロ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 当該年度における第28条第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

第16条の5の4中「第16条の5の5」を「次条」に改める。

第16条の5の8第2項第1号中「第2号」を「次号」に改める。

第16条の6中「第23条」の次に「及び第23条の5」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、第28条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第16条の6第2号口中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 当該年度における第28条第1項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額

第19条第1項中「又は1世帯に属する被保険者が」を「若しくは1世帯に属する被保険者が」に改め、「)となった」の次に「若しくは特例対象被保険者等でなくなった」を加え、「又は特例対象被保険者等となった場合」を削り、「又は第16条の7」を「若しくは第16条の7」に、「第23条第1項各号」を「第23条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。））」に、「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「、第23条の4第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第16条若しくは第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の4第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第23条の5第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額」に、「又は特例対象被保険者等となった日」を「若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日」に改め、同条第2項中「又は第16条の7」を「若しくは第16条の7」に、「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「、第23条の4第1項に定める第16条若しくは第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて

得た額、第23条の4第4項第1号に定める額、第23条の5第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額」に改め、「し、又は被保険者数が減少」を削り、「月割」を「、月割」に改める。

第23条第1項第1号中「同法附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「同法附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「同法附則第35条の2の6第15項」を「同法附則第35条の2の6第11項」に改め、同条第2項中「第1項」を「前項」に改め、同条第3項中「第2項」を「前項」に改め、同条第4項中「から第4項」を「及び第2項」に改める。

第23条の4第1項中「保険料額」を「保険料率」に改め、「除く」の次に「。」を加え、同条第3項中「、第2項」を「、前項」に改め、同条第4項中「納付義務者」を「納入義務者」に改め、同項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同項第2号中「第1号」を「前号」に改め、同条第6項中「第5項」を「前項」に改める。

第23条の4の次に次の2条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第23条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納入義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第16条の5の額を超える場合には、第16条の5の額）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に $\frac{1}{2}$ を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第23条の6第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に $\frac{1}{2}$ を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- 2 第16条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第16条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の5の3又は第16条の5の6」と、「第16条の5の額」とあるのは「第16条の5の9の額」と、前項中「第16条」とあるのは「第16条の5の5」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の7」と、「第16条の5の額」とあるのは「第16条の10の額」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の9」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納入義務者の世帯に出産被保険者がいる場合における当該世帯の納入義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第16条の5の額を超える場合には、第16条の5の額）とする。
  - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に $\frac{1}{2}$ を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第23条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に $\frac{1}{2}$ を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 6 第16条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第16条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の5の3又は第16条の5の6」と、「第16条の5の額」とあるのは「第16条の5の9の額」と、前項中「第16条」とあるのは、「第16条の5の5」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の7」と、「第16条の5の額」とあるのは「第16条の10の額」と、第6項中「第16条」とあるのは「第16条の9」と読み替えるものとする。

（出産被保険者に関する届出）

第23条の6 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第23条の5の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。